

# 香南市太陽光発電システム設置費補助金の概要

令和6年度用

## 補助対象者

- (1) 実績報告をする日において、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 自らが居住している市内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ。）又は市内に居住を予定し新築又は改築する住宅にシステムを設置する個人であること。
- (3) 電力事業者と電灯契約を締結していること。
- (4) 市税（国保税を含む。）を滞納していないこと。
- (5) 補助事業完了後、申請日の属する年度の3月31日までに速やかに香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5号)を提出できる者。
- (6) 補助金の申請年度内に、電力会社との太陽光発電の余剰電力の需給を開始すること。

## 補助対象システム

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のもの。ただし、既設のシステムに対する更新及び増設に要する費用は、補助の対象外とする。
- (2) 太陽電池モジュールについては、財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
- (3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの
- (4) 未使用品であるもの。ただし、中古品は対象外とする。
- (5) 補助金の交付の決定をした日以降に着工するシステムであるもの
- (6) 補助対象経費が1キロワットあたりの単価50万円以下（消費税及び地方消費税を除く。）のもの

※余剰電力量計、カラーモニターは補助対象外経費になります。

## 補助金額

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ及び保護装置
- (4) その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器をいう）
- (5) 配線、配線器具の購入及び据付け、設置工事に係る費用

## 補助金額

○補助金の額は、定額6万円。

## 予算額

○年度当初240万円。

## 受付先・問い合わせ先

○香南市環境対策課 0887-57-8508